

第5章 介護保険サービス量の目標設定

1 目標年度までの被保険者数の推計

(1) 推計人口

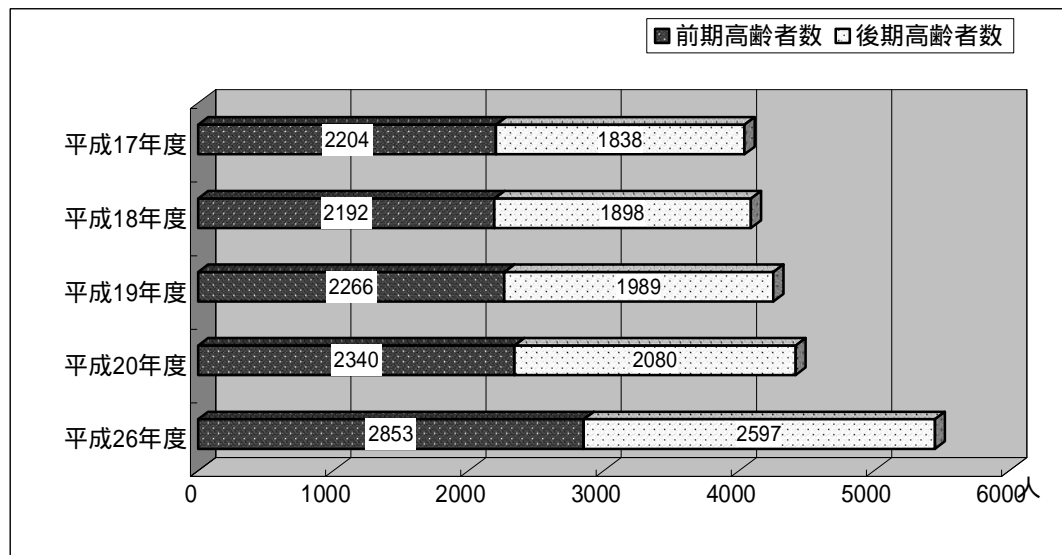
人口については、住民基本台帳人口を基に推計しています。

65歳以上の人口については、平成17年度4,042人から徐々に増え、平成26年度5,450人と増加することが予想されます。

高齢化率については、少子高齢化により、平成17年度の20.3%から平成26年度には29.2%と上昇することが予想されます。

(単位：人)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
65歳以上人口	4,042	4,090	4,255	4,420	5,450
前期高齢者数	2,204	2,192	2,266	2,340	2,853
後期高齢者数	1,838	1,898	1,989	2,080	2,597
推計総人口	19,898	19,758	19,626	19,489	18,670
高齢化率	20.3	20.7	21.7	22.7	29.2



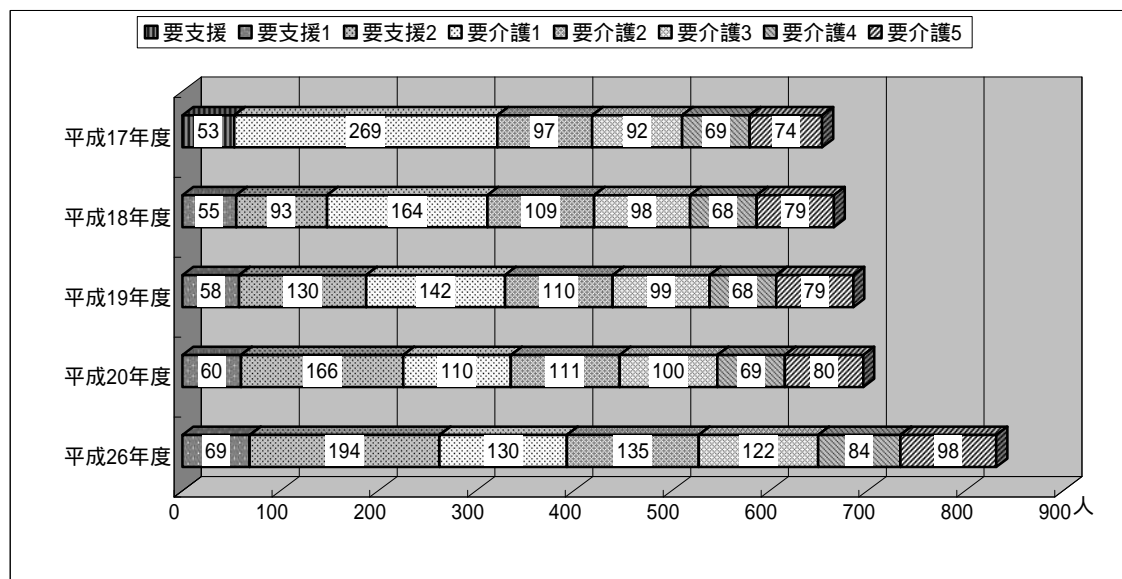
(2) 要介護認定者の推計

平成17年度から平成26年度における「要支援」～「要介護5」までの要介護認定者数の合計は、下表に示すとおり徐々に増加する見込みです。

平成18年度から要介護状態の区分が変わり、今の「要介護1」が2つの別れて7段階になります。軽度の方「要支援1・要支援2」の方は予防を重視した「予防給付」サービスが利用できます。

(単位：人)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
要支援	53	要支援1 55	要支援1 58	要支援1 60	要支援1 69
要介護1	269	要支援2 93	要支援2 130	要支援2 166	要支援2 194
		要介護1 164	要介護1 142	要介護1 110	要介護1 130
要介護2	97	109	110	111	135
要介護3	92	98	99	100	122
要介護4	69	68	68	69	84
要介護5	74	79	79	80	98
合計	654	666	686	696	832



2 予防給付対象サービス量の見込み

平成 18 年 4 月からは、介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、軽度者に対する保険給付について、現行の予防給付の範囲、サービス内容、マネジメント体制等を見直した新たな予防給付が行なわれます。

「要支援 1」と「要支援 2」の方に対するサービス見込み量です。

(人数：利用者数×月数)

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護予防訪問介護	回数	1,204	5,166	6,759	8,280
	人数	143	580	759	930
介護予防訪問入浴介護	人数	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	225	885	1,157	1,418
	人数	48	184	241	295
介護予防訪問リハビリテーション	人数	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数	16	55	72	87
介護予防通所介護	回数	1,120	4,701	6,150	7,535
	人数	207	797	1,042	1,277
介護予防通所リハビリテーション	回数	239	599	783	960
	人数	32	87	114	139
介護予防短期入所生活介護	人数	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	人数	0	0	0	0
介護予防特定施設入所者生活介護	人数	24	24	24	24
介護予防福祉用具貸与	人数	32	123	161	197
特定介護予防福祉用具販売	人数	12	15	19	24
住宅改修	人数	12	13	14	15
介護予防支援	人数	276	288	300	312

3 介護給付対象サービス量の見込み

居宅サービスの利用人数は、平成18年度から介護予防給付利用への移行があり、その後徐々に増加することを見込んでいます。施設・介護専用居住系サービス利用者推計にあたっては、第2期計画との継続性や国が示す参酌標準を踏まえて、利用者数を見込んでいます。介護保険施設の利用者数は、徐々に増えています。「要介護1～5」の方に対するサービス見込み量です。

(人数：利用者数×月数)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
訪問介護	回数	10,305	8,418	8,614	8,981
	人数	1,166	917	938	977
訪問入浴介護	回数	73	80	88	92
	人数	19	14	19	20
訪問看護	回数	5,483	4,860	4,961	5,168
	人数	1,115	971	991	1,033
訪問リハビリテーション	人数	0	0	0	0
居宅療養管理指導	人数	470	386	397	432
通所介護	回数	11,011	10,202	10,300	10,524
	人数	1,990	1,702	1,718	1,755
通所リハビリテーション	回数	7,648	6,853	6,903	6,906
	人数	867	757	763	767
短期入所生活介護	日数	2,708	2,028	2,184	2,284
	人数	204	154	168	176
短期入所療養介護	日数	2,928	2,149	2,305	2,735
	人数	275	204	217	252
特定施設入所者生活介護	人数	168	144	132	120
福祉用具貸与	人数	1,358	1,201	1,231	1,273
福祉用具販売	人数	48	57	67	80
住宅改修	人数	48	49	50	51
居宅介護支援	人数	3,199	3,357	3,522	3,695
認知症対応型共同生活介護	人数	204	240	240	240
介護老人福祉施設	人数	780	792	816	840
介護老人保健施設	人数	708	720	744	768
介護療養型医療施設	人数	372	360	360	360

4 地域密着型サービス

地域密着型サービスは認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で継続できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内でサービス利用及び提供が完結するサービスを、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行なうものです。

当別町では、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）以外は、現在地域密着型サービスを実施する事業者の予定はありませんが、効果的な役割が期待されますので、今後推進していきます。

認知症対応型共同生活介護

(単位：人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者見込み数	20	20	20
必要利用定員総数	22	22	22

5 地域支援事業サービス量の見込み

現行の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業、老人福祉法に基づき実施していた在宅介護支援センター業務を再編し、市町村が行なう介護予防事業、総合的に相談に応じる事業、介護給付の適正化のための事業、被保険者の権利擁護のための事業などが「地域支援事業」として介護保険制度内に位置づけられます。

(単位：人・%)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
地域支援事業対象者	41	218	256
対象者人口割合	1.0	5.0	5.0

(1) 介護予防事業

介護予防特定高齢者施策

介護が必要になる可能性が高い方を対象に通所型介護予防事業として、閉じこもり予防事業（かすみ草の集い年 12 回、友遊会年 12 回）やりハビリ教室（年 12 回）転倒予防推進講座（年 7 回）を実施します。

また、訪問型介護予防事業として、閉じこもりやうつ、認知症などがあり通所の事業に参加困難な方（計画数 16 人）に家庭訪問により介護予防に介護予防サービスを行ないます。

一般高齢者施策

全高齢者を対象とし、高齢者自らによる自発的な取り組みを支援し、いきいきと生活する地域づくりをめざします。

具体的には、介護予防を自らの課題として受け止め、活動的な状態を維持するための情報提供や健康講座を老人クラブや地域の集まりなどで実施します。

また、介護予防にかかる地区活動組織の育成・支援を通し、地域において介護予防活動が自主的に実施され、介護予防に向けた地域づくりをすすめます。

(2) 包括的支援事業

地域包括支援センターが中心となって、総合相談支援・権利擁護事業、包括的継続的マネジメント事業、介護予防マネジメント事業を実施します。

総合相談支援・権利擁護事業

- ・高齢者の総合相談窓口として適切な相談支援をするとともに、高齢者の実態を把握し、地域における支援ネットワークの充実を図ります。
- ・高齢者虐待や成年後見制度などの権利擁護に関する問題について、地域における理解や意識を高め、相談支援ネットワークの仕組みづくりをめざします。

包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・高齢者が、在宅から病院、施設においても一環したケアが受けられるよう、地域の医療機関等とさらに協力できる、ネットワークの体制づくりを行います。
- ・地域のケアマネジャーに対し、ケアマネジメント力の向上を図るための研修の機会を提供したり、困難事例について各関係機関や地域で連携して取り組める仕組みづくりを行います。

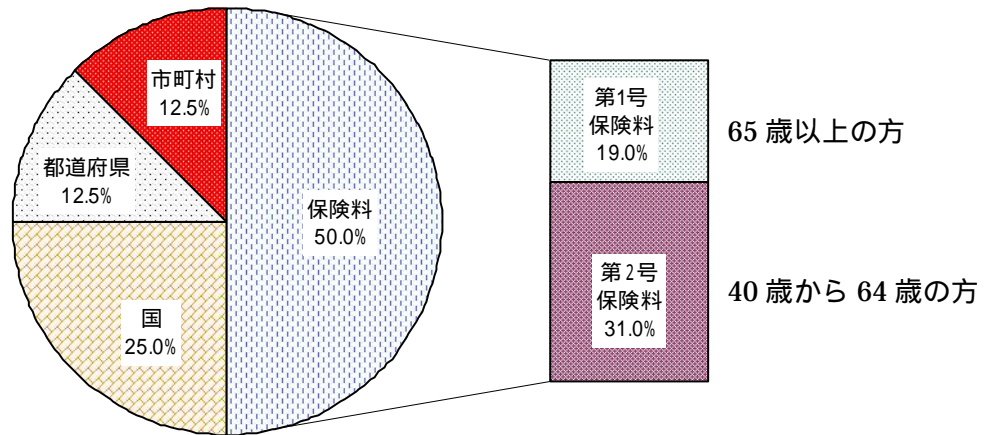
介護予防マネジメント

- ・高齢者の方が、生活の中で実現したいことを確認し合い、できる限り介護が必要な状態とならずに自立した生活を継続できるよう、介護予防プランを作成します。
- ・各関係部署との連携を深め、要支援状態になる前からの一貫性・継続性のある総合的介護予防システムの確立をめざします。

(3) 任意事業

配食サービス・成年後見制度利用支援事業を継続し、一人暮らしの高齢者等が地域で安心して生活できるよう支援します。

6 介護保険費用等の見込み
 (1) 保険給付の財源構成



(2) 介護保険サービス費用の見込み

平成18年度から平成20年度までの介護保険のサービス費の見込みは、次のとおりです。

介護予防給付費の推計

(年額 単位：千円)

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅サービス	訪問介護	20,461	22,287	22,799
	訪問入浴介護	0	0	0
	訪問看護	6,820	7,428	7,578
	訪問リハビリテーション	0	0	0
	通所介護	31,455	34,259	34,941
	通所リハビリテーション	12,802	14,359	15,181
	福祉用具貸与・販売	1,865	2,050	2,085
	短期入所生活介護	0	0	0
密着	認知症対応型共同生活介護	0	0	0
	特定施設入所者生活介護	1,808	1,808	1,808
	居宅療養管理指導	906	977	984
介護予防支援		2,446	2,548	2,650
住宅改修費		752	826	907
費用合計		79,315	86,542	88,934

介護給付費の推計

(年額 単位：千円)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
居宅サービス	訪問介護	27,800	27,689	29,461
	訪問入浴介護	645	555	581
	訪問看護	39,562	38,538	40,788
	訪問リハビリテーション	0	0	0
	通所介護	56,993	57,376	60,796
	通所リハビリテーション	60,203	59,727	63,915
	福祉用具貸与・販売	11,888	11,950	12,645
	短期入所生活介護	58,786	55,773	59,443
	特定施設入所者生活介護	20,752	19,023	17,294
	居宅療養管理指導	2,172	2,175	2,263
地域密着型	認知症対応型共同生活介護	51,744	51,744	51,744
施設サービス	介護老人福祉施設	236,781	244,293	251,806
	介護老人保健施設	213,479	221,135	228,791
	介護療養型医療施設	149,924	149,924	149,924
居宅介護支援		28,464	28,464	31,330
住宅改修費		3,822	3,833	3,844
費用合計		963,015	973,597	1,004,626

総給付費の推計

(年額 単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護予防給付費	79,315	86,542	88,934
介護給付費	963,015	973,597	1,004,626
費用合計	1,042,330	1,060,139	1,093,560
平成 17 年 10 月改定影響額	52,117	53,007	54,678
総給付費	990,213	1,007,132	1,038,882

(3) 第1号被保険者保険料(65歳以上の方の保険料)

標準給付費の見込み

標準給付費は、介護サービスを利用した場合の自己負担分(利用料)等を除いた給付費で、介護保険料の算定の基礎となるものであり、平成18年度から平成20年度までの3年間の見込額から算出します。

(単位:千円)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
標準給付費	総給付費	990,213	1,007,132	1,038,882	3036,227
	高額サービス費	8,400	8,600	8,800	25,800
	審査支払手数料	1,235	1,245	1,273	3,753
	合 計	999,848	1,016,977	1,048,955	3,065,780

第1号被保険者保険料の見込み

現段階では保険給付実績の推移や介護報酬の改定などにより費用の変動が予想されますが、平成18年度から平成20年度までの標準給付費見込額を基に、可能な限り次期保険料額を試算すると基準月額(新4段階の月額保険料)は3,900円、年額にすると46,800円となります。

所得段階別介護保険料割合(年額)

区 分	年額保険料
第1段階(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税)	23,400円(基準額×0.5)
第2段階(世帯全員が町民税非課税で合計所得額+課税年金収入額が80万円以下)	23,400円(基準額×0.5)
第3段階(世帯全員が町民税非課税で第2段階以外)	35,100円(基準額×0.75)
第4段階(本人が町民税非課税)	46,800円(基準額×1)
第5段階(本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円未満)	58,500円(基準額×1.25)
第6段階(本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上)	70,200円(基準額×1.5)

(4) 地域支援事業費と割合

(単位:千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
地域支援事業費	19,968	23,357	31,424	74,750
保険給付費見込額に対する割合	2.0%以内	2.3%以内	3.0%以内	2.4%以内